

16 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会

1 基本情報

所在地	大崎市古川旭5丁目7-20			代表者	会長 高階 憲之			
電話	0229-23-0021	ファックス	0229-23-0388	ホームページ	http://mseihofu.org/			
設立	昭和46年3月25日	改革分類	自立支援団体	県担当課	保健福祉部 精神保健推進室			
出資等の状況	第1位	- (-)	第2位	- (-)	第3位	- (-)	その他	- (-)
		千円		千円		千円	千円	
設立目的(定款等)	精神保健福祉の推進に関する事業を行い、県民の精神保健福祉の向上に寄与することを目的とする。					出資等総額	0 千円 (0.0%)	

2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
事業1	心のケアセンター事業	313,308	305,574	292,032	東日本大震災の被災者及び支援者の心のケアに関する活動, 人材育成, 調査研究
	全体事業に占める割合	99.2%	99.4%	99.5%	
事業2	精神保健の向上等に関する事業	2,030	1,676	1,216	知識の普及啓発, 調査研究, 予防対策, 機関誌・広報誌の発行, 地域講演会の実施
	全体事業に占める割合	0.6%	0.5%	0.4%	
事業3	精神障害者相談支援体制強化事業	395	269	244	市町村に対するアドバイザー・講師の派遣, 研修会の実施, 宮城県障害者自立支援協議会における助言・指導
	全体事業に占める割合	0.1%	0.1%	0.1%	
その他の事業					
	全体事業費	315,733	307,519	293,492	指定管理者
	全体割合	100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
精神保健福祉の向上と精神障害者の社会復帰の促進を図る一翼を担うとともに、東日本大震災により心理的影響を受けた県民が、一日も早く安心して生活できるよう支援事業を実施する。	みやぎ障害者プランや第7次宮城県地域医療計画で掲げる精神障害者の地域生活への移行の推進に資するほか、県震災復興計画における被災者の心のケア対策の基幹としての活動が期待される。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和2年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
県から示された「令和3年度以降の宮城県心のケア取組方針」を踏まえ、みやぎ心のケアセンターの今後5年間における活動の基本方針や事業計画を盛り込んだ運営計画を策定した。今後は、この計画に基づき事業を推進することとしている。	市町や県機関と連携して地域講演会を開催し、精神保健福祉に関する普及啓発を行ったほか、アドバイザー・講師の派遣などを通じて、市町の相談支援の資質向上を図るなど、精神障害者の地域移行への取り組みを推進している。また、みやぎ心のケアセンターを運営し、被災者や支援者の支援など、本県における心のケア支援の拠点として積極的に活動している。

(3) 団体に対する総合評価(令和2年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	経理職を採用し、経理事務等における更なる内部牽制に努めるとともに、職員を対象にした研修会を開催しコンプライアンスに対する意識の向上を図った。	経理事務等における内部牽制の取組や職員のコンプライアンスに対する意識向上の取組を積極的に行っており、良好な組織運営であると認められる。引き続き組織運営の維持・強化が図られるよう助言等を行う。	A
ロ 財務の健全性 ※1	会費収入等を財源とする「事業2精神保健の向上等に関する事業」については、会員数及び会費収入が減少傾向にあることから、会員の加入を募るなど自主財源の確保に努める必要がある。	将来的に安定した活動を行うためには、自主財源の確保が必要であることから、新規会員の加入促進などの積極的な働きかけが必要である。	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	令和3年度以降の当センターの組織の在り方及び事業の方向性が決まったことから、公益法人として組織運営及び財務の健全性が確保できるよう引き続き取り組んでいく。	今後も震災後の活動を活かし、関係機関と連携した地域精神保健活動の実施が期待されるため、安定した法人運営が行えるよう人材育成や自主財源の確保に向けた取り組みが必要であり、引き続き連携しながら助言等を行っていく。	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
貸借対照表	資産合計	59,600	75,898	51,507	△ 24,391
	流動資産	46,683	50,863	28,015	△ 22,848
	固定資産	12,917	25,035	23,492	△ 1,543
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	46,683	50,863	28,015	△ 22,848
	流動負債	46,683	50,863	28,015	△ 22,848
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	12,917	25,035	23,492	△ 1,543
	指定正味財産	11,954	20,888	19,806	△ 1,082
一般正味財産	963	4,147	3,686	△ 461	
正味財産増減計算書	経常収益	317,281	311,940	294,397	△ 17,543
	うち事業収益	0	0	0	0
	経常費用	317,157	308,756	294,858	△ 13,898
	うち管理費	1,424	1,237	1,366	129
	評価損益等調整前当期経常増減額	124	3,184	△ 461	△ 3,645
	当期経常増減額	124	3,184	△ 461	△ 3,645
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	124	3,184	△ 461	△ 3,645
当期指定正味財産増減額	△ 1,162	8,934	△ 1,082	△ 10,016	
当期正味財産増減額	△ 1,038	12,118	△ 1,543	△ 13,661	
県の財政的関与	補助金	268,297	262,938	249,580	△ 13,358
	委託金 ※2	45,512	45,641	41,651	△ 3,990
	負担金	125	125	5	△ 120
	補助金等合計	313,934	308,704	291,236	△ 17,468
	総収入 ※3	316,119	320,874	293,315	△ 27,559
	総収入に対する補助金等割合	99.3%	96.2%	99.3%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
 (なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	21.7%	33.0%	45.6%	12.6%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	0.0%	1.0%	-0.2%	-1.2%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	0.4%	0.4%	0.5%	0.1%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (6月末現在)	令和2年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	13 (5)	13 (5)	15 (5)	平均年齢	—			
職員	常勤職員 (※4)	41	42	32	平均年収 (千円)	—			
	プロパー職員	36	34	24	常勤職員(プロパー)				
	県OB	4	7	7	平均年齢	47.3			
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開			
	その他の派遣職員	1	1	1					
上記以外の職員(※5)	16	12	6						
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	—	雇用障害者数	—	実雇用率	— %	不足数	—

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

16 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会

<組織運営の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	□
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程	■
施設等の管理規程	■			
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	■
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	□
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	■
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□
○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□			
○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容：共有フォルダ利用による関係規程の掲載）（1点）	■			
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理事務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容		評価	
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	□	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	■	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
役員の報酬・退職金に関する規定	□				
合計（10点満点）					9

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
経理職を採用し、経理事務等における更なる内部牽制に努めるとともに、職員を対象にした研修会を開催しコンプライアンスに対する意識の向上を図った。	経理事務等における内部牽制の取組や職員のコンプライアンスに対する意識向上の取組を積極的に行っており、良好な組織運営であると認められる。引き続き組織運営の維持・強化が図られるよう助言等を行う。	A

＜参考指標＞
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

16 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会

＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	(公益法人) 正味財産増減額と 収支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1
			③当期のみ増加又は黒字	2
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3
			⑤3期連続増加又は黒字	4
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	②正味財産比率が30%以上	2
3	短期的支払能力の 適正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0
			②当期100%以上	1

No.	項目	評価内容	評価		
4	補助金等依存の抑制	総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合=補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
			②①又は③以外	1	
			③対前期減少幅が2期連続2%以上, 又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制【借入金依存度】	借入金依存度は抑制されているか。(3期比較) [借入金依存度(%)=(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	2
			②当期≤前期, 又は当期≤前々期	1	
			③当期≤前期≤前々期, 又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況	累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
			②累積なし	2	
合計 (13点満点)					10

団体による自己評価 (概況, 今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
会費収入等を財源とする「事業2精神保健の向上等に関する事業」については, 会員数及び会費収入が減少傾向にあることから, 会員の加入を募るなど自主財源の確保に努める必要がある。	将来的に安定した活動を行うためには, 自主財源の確保が必要であることから, 新規会員の加入促進などの積極的な働きかけが必要である。	B

＜参考指標＞

合計点が
 11～13点の場合：A（概ね良好）
 7～10点の場合：B（改善の余地あり）
 3～6点の場合：C（改善措置が必要）
 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）